

長崎市農業委員会 令和8年2月総会 議事録

- 1 日 時 令和8年2月27日(金) 14:00 開会
15:15 閉会
- 2 会 場 長崎市役所7階 大会議室(長崎市魚の町4番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(14名)
 - 池田 憲二
 - 岩永 一也
 - 岩本 隆
 - 植田 正和
 - 上川 満治
 - 柴原 恵
 - 平尾 政博
 - 増田 茂
 - 松尾 隆治
 - 峰 忠幸
 - 森保 欣也
 - 森山 安男
 - 柳川 八百秀
 - 山崎 実男
- 5 欠席農業委員(5名)
 - 井川 義英
 - 尾崎 正孝
 - 永岡 亜也子
 - 野中 麻美
 - 山口 眞佐栄
- 6 出席推進委員(23名)
 - 今村 秀喜
 - 浦川 英敏
 - 川添 孝則

河平 久明
城戸 利美
久保 正
田中 幹生
中村 数昭
中山 辰也
野口 弘人
野口 洋太郎
野本 英世
濱口 雅洋
本田 雅博
松浦 行信
松本 貞幸
松本 守
三浦 信男
宮崎 好徳
村田 美津枝
森内 悟己
山口 憲昭
山下 和孝

7 欠席推進委員（1名）

鶴田 安明

8 出席職員

【農委事務局】松尾事務長 中山農地係長 浦上主事

【農林振興課】峯松企画農政係長 城野営農指導係長 木村係員 柳井係員

9 議事

【付議事項】

- (1) 地域計画の変更に伴う意見の聴取について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について
- (5) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について
- (6) 非農地の判断について

【報告事項】

- (1) 事務局長専決事項の報告について
- (2) 長崎県農業会議常設審議委員会について
- (3) 令和7年度 農業委員会視察研修について
- (4) 令和7年 農作業料金・農業労賃に関する調査について

【その他の事項】

- (1) 経済対策（1月補正）補助事業について
- (2) 地域計画の変更に係る関係機関からの意見聴取結果について
- (3) 全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について
- (4) 農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について
- (5) 令和8年3月、4月の行事予定について

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から令和8年2月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいておりますので、ご確認ください。また、本日は、その他の事項1及び2の説明のため、農林振興課より、職員の方に出席していただいておりますので、皆様にご紹介いたします。峯松企画農政係長です。城野営農指導係長です。木村係員です。柳井係員です。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中、2月の農業委員会総会にご出席いただき、ありがとうございます。座って議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は14名であり、在任委員の過半数が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は23名でございます。

○議長 ありがとうございます。それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。森山安男委員と柳川八百秀委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○森山農業委員・柳川農業委員（承諾）

○議長 ありがとうございます。それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様のご協力をお願いします。本日は、農林振興課の職員の方に出席していただいておりますので、先にその他の事項1「経済対策（1月補正）補助事業について」説明をお願いします。

○営農指導係長 農林振興課の城野です。よろしく申し上げます。上の方に「農林関係 重点支援地方交付金活用事業概要」と書かれています資料に基づいて説明させていただきます。まず、こちらの内容についてですが、昨年国の方で物価高騰の経済対策ということで、それぞれの地方自治体へお金を振り分けて、各自治体で地域や実情に合わせて交付金を活用するという臨時交付金を予算編成するという閣議決定がなされまして、それが長崎市にも割り当てがありましたので、農林の方では資料に載っているような補助制度を、今年の1月の議会で予算化をしまして、交付に向けた準備をしているところです。1月補正を組んだ補助事業の内容について、この場をお借りして皆様に周知をさせていただきたいということでお時間をいただいております。

今回農林関係で補正を組んだ補助事業としましては①から④までの4つの補助事業の予算化をいたしました。この4つの事業は1月に予算化をしまして、来年度、令和8年度に

繰り越しをして、令和8年度末まで実施する補助事業ということになっております。

まず「①長崎ビワ生産推進事業費補助金」ということで、予算金額は460万円です。今、ビワの生産資材が高騰している中で、ビワに欠かせない袋掛けの資材で、その中でも二重袋の購入費の補助をするという内容になっております。今、異常気象などで気温が上昇しているところでありまして、このビワの二重袋が高温が原因で引き起こされるビワの果皮障害を抑える効果があるという実験結果が県の試験場で報告されていることから、二重袋の購入費の一部を支援する事業ということによって予算化をしております。内容としましては、補助対象者がビワ生産者が組織する団体で、補助対象経費が二重袋購入費で、補助率がビワ二重袋購入費と通常の一重のビワ袋の差額の3分の2を助成する事業となっております。昨年度のビワ二重袋の購入実績と照らし合わせまして、補助金額を460万円ということによって予算化をしております。今、令和8年産のビワ袋の発注が終わっているかと思っておりますが、こちらの補助事業につきましては、今年の年末ごろに発注をされるビワ袋、令和9年産のビワの生産に向けて使用するビワ袋の購入費に対して予定をしております。

次に「②施設園芸等燃油価格高騰対策費事業費補助金」、予算額650万4千円ということによって、予算計上をしております。こちらは令和4年度から施設園芸の燃油価格高騰に合わせて、国の交付金を活用しながら実施してきた事業になりまして、皆様も施設園芸をされている方は活用されたことがあるのではないかと思います。内容は国の施設園芸セーフティネット構築事業、燃油の価格高騰に合わせて補填金を国から交付されるような事業となっております。この補填金の農家さんが負担する積立金の2分の1を助成する事業となっております。補助金を活用する方の要件としましては、必ず国の施設園芸セーフティネット構築事業に加入していることとなっております。補助対象期間は令和8年1月1日から令和8年12月31日までで、施設園芸セーフティネット構築事業補填金のために積み立てた燃油の分の積立金となります。

次に「③農業振興施設整備事業費補助金 地域特産農産物生産高度化支援施設」で補助金額6,480万円の予算化をしております。こちらの事業は大きく分けて2つの事業に分けられております。まず一つ目が「2事業内容」の「(1)生産・加工基盤整備事業費補助金」としまして、「ア事業内容」に記載のあるような機械器具の購入に係る経費の3分の2を補助する事業となっております。想定している整備の内容としましては、加工機器の整備、例えば漬物の製造機器や味噌の製造機器などを想定しております。次に(イ)アスパラガス高品質設備整備ということによって、アスパラガスのハウスの高温に対応するためのUVカットビニールの整備などに対する購入費の補助を考えております。次に(ウ)の畜産飼養管理設備整備ということによって、畜産施設に設置をする、夏に暑くなると牛などの家畜がへたってしまうので、畜舎を涼しくするための換気扇や照明のLED化に対する支援を考えております。次に(エ)ハウスヒートポンプ整備ということによって、こちらでも高温対策のためにハウスの中にヒートポンプを整備をする方に対する支援を考えております。先ほども申し上げましたが、(ア)から(エ)の整備に対して3分の2の補助を想定しております。次に大きく分けて2つありますと申し上げましたが、2つ目になります。(2)スマート農業導入支援事業費補助金ということによって、こちらはAI評価選果システムの整備を予定してお

ります。補助対象が農協さんになっております。パッケージセンターが東長崎にあり、こちらでイチゴなどのパッケージングをしています。目視で係の方が選果をしている状況であり、こちらにAIがカメラでイチゴの形などを評価して、選果をしてくれる選果システムを導入する分の費用の3分の2を助成する事業となっております。補助の金額としましては約4,600万円を予定しております。

最後に④畜産用飼料価格高騰対策費補助金としまして、予算額が1,144万円を予定しております。こちらの内容は大きく分けて2つになっております。令和7年度も実施している補助事業を同じ内容になっているんですけども、畜産農家さんが配合飼料等を購入したときに、購入費のうち1トンにつき200円を補助する事業となっております。要件としましては、こちらも国の事業で配合飼料の高騰対策として実施している配合飼料価格安定制度に加入をしている方になります。この制度の農家さんが負担する補填金の積立金のうち200円を補助する制度となっております。もう一つの事業が(2)「長崎和牛・出島ばらいろ」粗飼料価格高騰対策費補助金ということで、出島ばらいろの農家さんで構成しているJA長崎せいひ長崎地区肥育牛部会を補助の対象としております。出島ばらいろの農家さんが粗飼料として稲わらを購入したときに、稲わら1kgにつき7円を上限として補助する事業となっております。対象期間は令和8年1月1日から12月31日までに購入した稲わらということになるんですけども、この稲わらの令和2年と令和8年の稲わらの価格の差額を補助することになっております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

○柴原農業委員 だいたいいくらぐらいもらえるのか金額が分かりづらいのですが、例えば稲わらの金額は実際どれくらいになるんですか。

○営農指導係長 稲わらの価格についてはだいたい1kgあたり40円台になっております。

○柴原農業委員 1kgはどれくらいになるんですか。例えば、1把とかで売られていると思いますが。

○営農指導係長 イメージとしてはローラーで巻いてあり、干してあるような稲わらが対象になっているところなんですけれども、ばらいろの農家さんが今7戸ある中で、大体1戸の補助金額が100万円分くらいということで予算建てをしております。

○議長 他にございませんか

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項 2「地域計画の変更に係る関係機

関からの意見聴取結果について」説明をお願いします。

○企画農政係長 私の方からは地域計画の資料に基づき説明をさせていただきます。先月の1月28日の総会で令和7年度の地域計画の変更の内容について皆様にご説明をさせていただいたところでございます。その後、意見聴取期間として1月29日から2月13日に農業委員会以外の県央振興局や農協さん、公社、また、ホームページでも公開しまして、広く市民の皆さんに意見ないですかとお聞きしたところ。結果についてはいずれも意見はありませんでした。ただ、前回の総会で、亡くなっている方の情報もいただきましたので、再度事務局でチェックいたしまして、他にも亡くなられた方がいらっしゃったり、経営作目が変わっていたりとか、追加になっていたりのため、その分を修正しております。また、農地中間管理事業の契約解除に伴う経営面積の修正ということで、先月ご説明した後に解約をされた方がいらっしゃいましたので、その分の面積を差し引きまして、修正をかけております。修正した地区は太田尾・飯香浦と古賀、長浦・戸根・戸根原、形上・尾戸の4地区になります。次のページ以降にそれぞれの地区の目標地図以外の地域計画を載せています。赤字が前回皆様にお示しした変更箇所、青字が新たに追加で修正した内容になりますので、後ほどご参照いただければと思います。今後のスケジュールといたしましては、この後農業委員会さんとして意見があるかどうかというところを議案として決議されるかと思いますが、その結果をいただいた後に最終的な変更計画案をまとめまして、公告、縦覧を2週間したいと思います。そこで特に意見がなければ変更計画として部長まで決裁をとって策定後、公告して皆さんに周知するというところでまとめたいと思っております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

○上川農業委員 この変更については資料に目を通しながら、今一度確認していたところ、メンバー構成に対しての追加が発生しております。その辺の今後の対応を私どもと確認しながら進めてもらえばと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○企画農政係長 このあと議案で審議されると思います。もともと意見無しだったかと思いますが、最終的には意見ありということで、その方たちのリストをいただいて、修正をかけるということでよろしいですか。

○上川農業委員 規模の大きな農家さんが漏れていて、10名ほどいらっしゃいますのでよろしくをお願いします。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、農林振興課の方はここで退席されます。ありがとうございました。

— 農林振興課職員退席 —

○議長 続きまして、第1号議案「地域計画の変更に伴う意見の聴取について」議案の説明をお願いします。

○事務長 それでは、第1号議案「地域計画の変更に伴う意見の聴取について」ご説明いたします。左上に①と記載した議案書の1ページをご覧ください。地域計画の変更に、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、長崎市長から本農業委員会に対し意見を求められているため、その意見を集約・決定するために議案を提出させていただくものです。2ページには意見聴取についての市長からの依頼文書を掲載しております。先ほど、農林振興課から説明・報告がございましたが、農業委員会以外の関係機関へ意見を聴取した結果、意見なしとの報告でありました。それと1月の総会で皆さんにお配りしていた各地域の地域計画の変更案から、経営作目の修正もれや中間管理事業の契約解除に伴う経営面積の修正、亡くなられた方の抹消などに伴い、追加しての変更案が示されております。今年度、長崎市では主に農地中間管理事業で貸借があった農地及びその担い手を目標地図へ位置付けることや、非農地通知が発出された農地を目標地図から削除すること等に伴って、地域計画の変更を行う計画としております。1月の総会で意見がある場合は、事務局へ意見書を提出していただくようお願いしておりましたが、特にご意見はいただけない状況となっておりましたが、先ほど上川委員より追加で変更をお願いしたいという部分がありましたので、事務局としては、今回は意見ありとし、追加してもらいたい農業者の方のリストを長崎市へ提出をしたいと考えております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございました。上川委員からもう一度ご意見をお願いします。

○上川農業委員 追加で対応をお願いしたいのが、茂木地区だけでなく北浦地区も該当者がおまして、大変重要な人物の方々がおいでで、今でも農作業を進められており、生産も農協出荷もされておりますので対応をお願いしたいということです。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第1号議案について、上川委員から意見がございましたので、その変更を加えるということによろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案について、先ほどのようなご意見を加えることに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、議案の説明と、現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容をご説明いたします。まずは、第2号議案1番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海村松町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は高齢により農業経営が難しいため、譲受人は申請地が自宅に近接し周辺の山林と併せて引き継ぐためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は1人で300日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、濱口雅洋推進委員よりご報告いただきます。

○濱口推進委員 現地調査についてご報告いたします。2月18日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、果樹の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 次に、第2号議案2番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する三重田町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は申請地を譲受人にこれまで管理してきてもらっているため、譲受人はこれまでに引き続き管理を継続していくためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で420日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては野本英世推進委員よりご報告いただきます。

○野本推進委員 現地調査についてご報告いたします。2月17日に私と井川農業委員、事

務局とで現地確認を行いました。申請地は露地野菜の栽培を予定しております。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○中山係長 次に、第2号議案3番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する柿泊町の持分2分の1の農地1筆について、残りの持分2分の1を所有する甥である〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。これにより〇〇さんは申請地の所有権をすべて所有することになります。申請理由としましては、譲渡人は高齢で耕作が困難なため、譲受人は農業経営規模の拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しています。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で250日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては植田正和委員よりご報告いただきます。

○植田農業委員 現地調査についてご報告いたします。2月16日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 次に、第2号議案4番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する柿泊町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は農業経営規模の縮小のため、譲受人は農業経営規模の拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は3人で550日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては植田正和委員よりご報告いただきます。

○植田農業委員 現地調査についてご報告いたします。2月20日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地はブドウの栽培を予定しております。第6号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 次に、第2号議案5番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、〇〇の〇〇さんが所有する神ノ島町三丁目の農地1筆について、〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでござ

います。申請理由としましては、譲渡人は申請地が自宅から遠く管理ができないため、譲受人は申請地が自宅に隣接しており、農業経営を開始したいためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で310日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては森内悟己推進委員よりご報告いただきます。

○森内推進委員 現地調査についてご報告いたします。2月17日に私と岩本農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地はレモンや花の栽培を予定しております。第6号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 次に、第2号議案6番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する野母町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は多忙で耕作できないため、譲受人は農業経営を開始するためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で300日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては三浦信男推進委員よりご報告いただきます。

○三浦推進委員 現地調査についてご報告いたします。2月20日に私と柴原農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は露地野菜や果樹の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第2号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○平尾議長 ありがとうございます。第2号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」に関して、ご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さん及び〇〇〇の〇〇さんが、持分2分の1ずつ所有する福田本町の農地1筆について、道路として使用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は昭和20年以前から公衆用道路として利用されており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が平図面でございます。申請地は地籍調査等が行われておらず、周辺の登記された詳細な測量図もなく、土地の境界が明確になっていない箇所がほとんどであり、あくまで想定図になります。雨水排水につきましては側溝に自然放流され、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、植田正和農業委員より報告をお願いいたします。

○植田農業委員 現地調査についてご報告いたします。2月20日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は昭和20年より以前から公衆用道路として利用されており、追認許可申請となっておりますが、これまで何ら問題もなく、隣接する農地もないことから、転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達す

ることに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」に関してご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。本件は、〇〇の〇〇さんが所有する神浦夏井町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇さんが一般住宅建設の目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内的の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が平面計画図でございます。赤枠の部分が農地で、今回転用の対象地となります。雨水排水については側溝に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水に放流されます。次が現地の写真です。現地調査につきましては、事務局より報告をいたします。2月18日に鶴田推進委員と事務局とで現地確認を行いました。申請地は木造2階建て住宅を建設する計画ですが、敷地の造成は行わず、現状のまま住宅を建設します。雨水は隣接地の水路に、汚水・生活雑排水は公共下水に放流し、隣接農地との距離も確保されており、日照・通風等に影響を及ぼす恐れもないことから、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。

続きまして、第5号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 続きまして、第5号議案「農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」の内容をご説明いたします。まずは1番についてご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する千々町の農地1筆668㎡につ

いて、長崎県農業振興公社が10年の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました千々町の農地について、10年の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は12,245㎡となり、利用につきましては、アボカドの栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、河平久明推進委員よりご報告いただきます。

○河平推進委員 現地調査についてご報告いたします。2月6日に私と山崎農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはアボカドの栽培を行います。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして2番についてご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する藤田尾町の農地1筆の一部1000㎡について、長崎県農業振興公社が20年の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました藤田尾町の農地について、20年の使用貸借により、〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は2,314㎡となり、利用につきましては、温州ミカンの栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員よりご報告いただきます。

○山口推進委員 現地調査について報告します。2月6日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については温州ミカンの栽培を行います。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第5号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第6号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第6号議案1番の非農地判断の年次計画案件についてご説明いたします。それでは、議案書10ページをご覧ください。ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は高浜町の64筆28,347㎡でございます。調査対象範囲につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。対象範囲は高浜海水浴場の北に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地の写真が5枚ほどございます。現地調査の立会いは、令和8年2月5日に柴原恵農業委員にお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はございません。

続きまして、第6号議案2番から7番、非農地判断の個別案件についてご説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。ページの表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が6件、合計筆数が28筆、合計面積7324.05㎡について、非農地通知申出が提出されております。それでは、2番について説明いたします。住所不明、〇〇さんが所有する、船石町の農地7筆で、面積は計2362.91㎡でございます。この土地については、裁判所に選任された所有者不明土地管財人〇〇司法書士から申請がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しています。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、調査を行いました本田雅博推進委員よりご報告いただきます。

○本田推進委員 現地調査についてご報告いたします。2月19日に私と増田農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続いて、議案番号3番から7番については、まとまった箇所土地であるため、一括して説明させていただきます。申し出がなされた場所は松崎町〇番〇ほか農地20筆で、面積は計4961.14㎡でございます。所有者は〇〇〇の〇〇さんほか4名の地権者の所有地であり、各地権者ごとに申出書が提出されております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側の山中に位置しております。次が拡大したものになります。次がドローンで空撮した対象地区の全体写真になります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、野本英世推進委員より報告をお願いいたします。

○野本推進委員 現地調査についてご報告いたします。2月17日に私と井川農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

○森山農業委員 1番についてですけれども、この中に畑と樹園地が含まれていますけれども、当然この分は非農地としての判断はできないと思いますけれども、現状を確認しておられますので、山林であれば山林ということで訂正をしていただければと思いますがどうでしょうか。

○農地係長 この現況地目は農地台帳に基づくものになっておりまして、畑や樹園地になっている筆につきましては、現地で委員の方と山林になっていることを確認しております。

○森山農業委員 山林ということですね。山林ということであればここで訂正をしてください。現況地目の。

○農地係長 農地台帳の現況地目をそのまま記載しているもので、すべて非農地となり、山林化しております。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第6号議案について、先ほどの修正案を加えまして、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、「報告事項1 事務局長専決事項」についてご報告いたします。左側に②と記した報告事項の資料の1ページから2ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の転用の届出が、5件提出されました。また、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出は、5件でした。計10件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項 2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、2月10日に開催されました。資料は、3ページと4ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項 3「令和 7 年度農業委員会委員視察研修について」事務局から報告をお願いします。

○事務長 それでは、報告事項 3「令和 7 年度農業委員会委員視察研修について」報告します。資料は左上に②-1 と記載した別冊ものになります。1ページの令和 7 年度 農業委員会委員視察研修報告書をお開きください。今年度の視察研修については、1ページから3ページに記載のとおり、1月13日（火）から14日（水）にかけて、委員 24 名、事務局 3 名計 27 名で、福岡県八女市と糸島市にて研修を行いました。4ページをご覧ください。1日目は、JA ふくおか八女農業振興課の荒巻課長や八女就農支援センターの職員の方などにご対応いただき、JA ふくおか八女の概要や新規就農者支援の取組みなどについて、資料に基づき説明を受けました。主な内容は記載のとおりですが、説明後には、ビニールハウスの確保策や支援の内容、就農者への住宅あっせんの有無など、参加した委員のみなさんから多くの質疑があり参考にできる面があったと感じました。その後、ナスとイチゴのビニールハウスの研修施設の現地視察を行いました。資料 6 ページから 27 ページには、JA ふくおか八女からの提供資料を掲載しておりますので、後ほどご参照ください。

資料の 28 ページをご覧ください。2日目は JA 糸島の直売所「伊都菜彩」の波多江店長にご対応いただき、JA 糸島の概要や直売所「伊都菜彩」の取組みなどについて、資料に基づき説明を受けました。主な内容は記載のとおりですが、隣接する大都市福岡市からの来場者が増えていることから、令和 6 年には過去最高の約 44 億円の売上を記録したとのことです。説明後には、それぞれ委員みなさんで直売所内の見学を行いました。なお、29 ページから 32 ページには、JA 糸島直売所「伊都菜彩」からの提供資料を、最後の 33 ページには、今回の研修に係る参加者の感想について内容の抜粋したものを掲載しておりますので、後ほどご参照ください。視察研修の報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項 4「令和 7 年農作業料金・農業労賃に関する調査について」事務局から説明をお願いします。

○事務長 それでは、報告事項 4「令和 7 年農作業料金・農業労賃に関する調査について」説明させていただきます。引き続き、左上に②-1 と記載した資料の 34 ページをご覧ください。

さい。この調査は、全国農業会議所による全国統一調査として毎年実施されているもので、農業・農村における労働状況を把握し、適正かつ合理的な標準賃金・料金の作成、農業労働力確保の推進を行い、足腰の強い農業・農業経営の実現に資することを目的としたものでございます。本調査につきましては、資料38ページのとおり、例年同様、森山委員にご協力をいただき、琴海地区の情報を作成していただいておりますのでご報告させていただきます。A3判の資料になります。また、参考としまして39ページには、昨年度の内容を添付しておりますのでご参照ください。調査の結果としましては、全体的に人件費や燃油価格の高騰に伴い、受託料金やオペレーター賃金が昨年より上昇する傾向が見られています。森山委員におかれましては、お忙しいところご協力いただき誠にありがとうございました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項3「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」、及びその他の事項4「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務長 左上にその他③と記載したその他の事項の冊子の1ページをご覧ください。まず、その他の事項3「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況」についてですが、令和7年度の目標部数は116部となっております。現在の購読部数は先月の報告以降、新規申込、中止申出はありませんでしたので、前月からの増減はなく現在の部数は、88部となっております。今年度も残りひと月となりましたが、目標部数に少しでも近づくよう最後までご協力をよろしく申し上げます。

次に、その他の事項4「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」説明いたします。資料2ページから5ページにかけて「令和7年度の活動記録集計表」を掲載しております。皆さんの年額報酬の算定や国への令和7年度の実績報告に必要な情報となります。内容をご確認いただき、ご自身が把握している日数と異なっている場合は事務局まで至急ご連絡をお願いします。併せまして、1月分までの活動日数に追加がある方、または、本日、2月分の活動記録簿を未提出の方につきましては、2月分までの活動日数を早急に確定させる必要がございますので、3月6日（金）までに活動記録簿を事務局へFAXもしくは郵送、毎月タブレットで報告いただいている方については、入力をお願いいたします。年度末の報酬支払が滞らないようにご協力をよろしく申し上げます。その他の事項3及び4についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に、ご意見・ご質問・ご報告等ございませんか。何でも結構です。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後に、その他の事項5「令和8年3月、4月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務長 — 行事予定について説明 —

○議長 それでは、これで2月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間ご苦勞さまでした。